

## 第17回秋田市バリアフリー協議会による意見および対応一覧

開催日 令和7年7月7日～令和7年8月5日  
出席者 秋田市バリアフリー協議会委員18名中17名

番号	意見要旨	市、関係機関の考え方・対応
1	・重点地区新屋駅周辺の整備 新屋駅から西部サービスセンターまでの点字ブロックの整備・新屋駅から秋田美術工芸大学までの遊歩道の点字ブロック敷設。	新屋駅から西部市民サービスセンターまでの道路について、歩道の新設に併せて点字ブロックを設置することとしており、今年度の工事発注を予定しております。 新屋駅から秋田公立美術大学までの遊歩道は、新屋駅前の歩道設置工事の完了後、歩道の利用状況を踏まえ、整備について検討してまいります。 (道路建設課)
2	・山王大通りの歩道の点字ブロックの修繕・バス停付近の点字ブロックの整備 バス停と点字ブロックの停止ブロックがずれていたり、ブロックが摩滅してわかりにくい箇所がある。特に視覚障がい者が福祉会館利用の際、利用頻度の多い山王十字路から竿灯大通りを駅前方向に進む左側（北側）の点字ブロックが摩耗しているので、整備をお願いします。	点字ブロックの修繕に関して、令和8年度予算で要望して参ります。また、歩道整備に関して、現地状況を確認し、管内の優先度を考慮しながら進めて参ります。 (秋田地域振興局建設部)
3	・秋田駅東口から城東十字路までの歩道の整備 店舗への車の出入りにより、点字ブロックが摩耗している箇所が多く、歩道が狭い場所では排水溝の蓋の上に点字ブロックが敷設されている場所もある。（秋田市広面字長沼 ロックンボウル・DAISO秋田広面店付近）また、歩道に凹凸があり、水たまりになる場所もあるので、全体的な歩道の整備をお願いします。	
4	2025年6月にバリアフリー法が改正され、トイレ、駐車場及び劇場等の客席について基準が変更されたことを追記してほしい。	バリアフリー法の改正により内容が変更したことを秋田市ホームページにて周知いたします。 (都市計画課)
5	・障害等用駐車区画について 融雪地にあっては少しの降雪があると区画ラインと共に車いすマークもその場所の認識（区画も含め車いすマーク）がつかなくなる。市役所同様全面を有色化（現在の青色）を進めることは無理か？	秋田県バリアフリー条例では、一定規模以上の駐車場を整備する際は、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法で表示することとしており、積雪時も立て看板などによって車いす専用である旨を運転席からも判断しやすいようにすることとしているので、条例の規定を遵守するよう周知したいと思います。 (都市計画課)
6	ユニバーサルデザインタクシーを所有しているのに、利用申し込み時「運転手」が非番（資格保有者不在）等の理由で利用できない場合がある。最終的には会社方針だと思うが、UD車1台に対し運転手2名にするように指導できないか。	同様のご指摘は多く寄せられており、現在、秋田市内においては、7事業者21両のユニバーサルデザインタクシーが運行されているが、乗務員不足でタクシーの注文を十分に対応できない中、ユニバーサルデザインタクシーについては、有資格者を優先して乗務（担当）させ、対応（運行）しています。 しかし、乗務員への応募者が少なく、また、退職者もあることから1車2人体制を敷くには、厳しい事業者があることをご理解いただきますようお願いいたします。 なお、県協会ではユニバーサルドライバー（以下、「UD」）研修推進実行委員会（事務局：一般財団法人全国福祉輸送サービス協会）から実施機関の認証を得て、UD研修を実施し、有資格者を養成しています。 (参考) <ul style="list-style-type: none"><li>● UD研修修了者 22名（ただし、現在の在職の有無については不明）</li><li>● 「車いすの利用者等に対する運送対応について」を発出し、適切な対応（運行）をお願いしています。</li></ul>